

(1) 役割と権限

○最高管理責任者 : 場長

- ・全体を統括し、公的研究費の運営・管理について最終責任を負う。
- ・不正防止対策の基本方針を策定・周知するとともに、それらを実施するために必要な措置を講じる。

○総括管理責任者・研究倫理教育責任者 : 副場長

- ・最高管理責任者を補佐し、公的研究費の運営・管理について機関全体を総括する実質的な責任と権限を持つ。
- ・不正防止対策の組織横断的な体制を統括する責任者であり、基本方針に基づき、機関全体の具体的な対策を策定・実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を最高管理責任者に報告する。

○コンプライアンス推進責任者 : 各研究部長

- ・統括管理責任者の指示の下、公的研究費の運営・管理について実質的な責任と権限を持つ。
- ・自己の管理監督又は各研究部における公的研究費の適正な運営・管理に関する対策を実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を統括管理責任者に報告する。
- ・不正防止を図るため、各研究部の公的研究費の運営・管理に関わる全ての構成員に対し、コンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督する。
- ・自己の管理監督又は各研究部において、構成員が、適切に公的研究費の管理、執行を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。

○コンプライアンス推進副責任者 : 各チームリーダー

- ・コンプライアンス推進責任者の指示の下、各研究部における公的研究費の実効的な管理監督を行い、その状況を随時コンプライアンス推進責任者に報告する。

II 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

基本方針

- ・最高管理責任者は、不正が行われる可能性が常にあるという前提の下で、不正を誘発する要因を除去し、十分な抑止機能を備えた環境・体制の構築を図る。

(1) ルールの明確化・統一化と周知徹底

- ・公的研究費の運営・管理に関わる全ての研究者等に対し、その使用等に関するルールを解説した下記資料等を配布し、適正な運営・管理に努める。

①科研費ハンドブック (研究機関用)

https://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/15_hand/

②委託契約書実施細則 (農林水産省 農林水産技術会議事務局)

https://www.affrc.maff.go.jp/docs/pdf/2012_keiyaku_saisoku_0424.pdf

- ・公的研究費の適正な執行管理等のための説明会を開催する。
- ・ルールの全体像を体系化し、研究者等にわかりやすい形で周知し、場内におけるルールの統一的な運用を図る。

(2) 職務権限の明確化

- ・構成員の権限と責任については、「宮城県古川農業試験場における科学研究費補助金の研究実施規定 (以下「科研費研究実施規定」という。)」に準じ、場内で理解を共有する。

(3) 関係者の資質向上

- ・構成員に対して、どのような行為が不正に当たるのかをしっかりと理解させるため、コンプライアンス教育を実施する。
- ・これらの内容を遵守する義務があることを理解させ、意識の浸透を図るために、必要に応じて誓約書等の提出を求める。

Ⅲ 不正を発生させる要因の把握と不正防止対策の徹底

基本方針

- ・不正を発生させる要因を把握し、具体的な不正発生の防止対策を実施することにより、関係者の自主的な取組を喚起し、公的研究費の不正な使用を未然に防止する。

- ・不正を発生させる要因について、所内全体の状況の把握と分析及び体系的な整理と評価を行い、未然に発生を防止するための対策を講じる。
- ・研究者等に対して、公的研究費の取扱いに関する研修会等を開催し、適正な運営・管理の啓発と意識向上を図る。
- ・研究者等は、公的研究費の使用に当たり、取引業者との関係において、県民の疑惑や不信を招くことのないよう行動する。

Ⅳ 研究費の適正な運営・管理活動

基本方針

- ・不正につながりうる問題が捉えられるよう、第三者からの実効性あるチェックを行い、適正な予算の執行を行う。

- ・予算の執行状況を把握し、実態と合ったものになっているかを確認する。
- ・予算執行が当初計画に比較して著しく遅れている場合は、研究計画の遂行に問題がないか確認し、問題があれば改善策を講じる。
- ・「科研費研究実施規定」第7条に準じ、公的研究費の経費管理等の事務は、総務班が所掌し、当事者以外によるチェックが有効に機能するシステムにより管理する。
- ・公的研究費の経費管理は、宮城県財務規則をはじめとする諸規定、事務処理手続き及び使用ルール等に基づき適正に処理するものとする。

宮城県で定められている諸規定

①物品の発注・検収	……………	財務規則等
②出張に係る旅行命令・旅費の支出・復命	……………	旅行規定，服務規程等
③会計年度任用職員などの任免・服務・給与支給に関する事務	……………	会計年度任用職員取扱要綱等

V 情報発信・共有化の推進

基本方針

- ・実効性のある運営体制を維持・改善していくため、試験場内外の情報を共有する。
- ・不正を事前に防止するため、自らの行為を相談できる体制を整備する。
- ・公的研究費の不正への取組に関する基本方針等を外部に公表する。

- ・公的研究費の使用に関するルール等について、試験場内外からの相談を受け付ける窓口を各部及び統括管理責任者に設置する。
- ・本基本方針を本試験場のホームページで公表する。

VI モニタリングのあり方

基本方針

- ・不正を誘発する要因を除去し，不正発生を防止する環境と体制の構築を目指す。
- ・場全体の視点から実効性のあるモニタリング及び監査体制を整備する。

- ・公的研究費の適正な管理のための内部監査を行う。
- ・監査の対象は，前年度の契約実績とし，会計書類の検査並びに購入物品の使用状況等に関する研究者に不正につながりうる問題が捉えられるよう，第三者からの実効性あるチェックを行い，適正な予算の執行を行う。
- ・内部監査を担当する者に，次の職員を充てる。
 - ①試験場 総括次長
 - ②総務班長
- ・監査方法の継続的な改善に努めるとともに，監査職員の資質の向上を図る。

VII その他

研究費の性質等に応じて，以下の指針等も遵守する。

科研費による研究に対する取扱方針

- ・宮城県古川農業試験場における科学研究費補助金の研究実施規定（略）

研究活動の不正行為の防止を図るための指針等

<国段階>

- ・農林水産省所管の研究資金に係る研究活動の不正行為への対応ガイドライン（略）
- ・農林水産省が配分する研究資金を活用した研究活動における特定不正行為への対応に関する規定（略）
- ・研究活動の不正行為への対応ガイドライン（略） ※文部科学省関連

<県段階>

- ・農政部試験研究機関における研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規程（令和4年4月1日施行）（略）

<試験場段階>

- ・宮城県古川農業試験場における野帳・サンプル等の保管について（略）